

## Q257. 休憩時間を与える位置について労基法上の規制がありますか。

休憩時間は、「労働時間の途中」に与えなければなりません（労基法 34 条 1 項）。例えば、9 時勤務開始、12 時～13 時の 1 時間が休憩時間、18 時勤務終了といったように、労働時間の途中に与える必要があります。

9 時～10 時に休憩時間を取らせたことにして、10 時勤務開始、18 時勤務終了ということにはできませんし、9 時勤務開始、17 時勤務終了、17 時～18 時休憩時間とすることもできません。

もっとも、労働時間の途中に与えさえすれば、休憩時間の位置は問われません。例えば、9 時勤務開始で休憩時間を与えないまま 17 時まで 8 時間続けて働かせ、その後、1 時間の休憩時間を取らせてから、さらに 2 時間働かせたような場合であっても、労基法 34 条違反とはなりません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎